



砂川ロータリークラブ会報

■ 本日は8月6日(水) 第2612回 例会 ■

四大福音、会員卓話
テーマ「新会員 自己紹介」
山下克己会員、磯村賢一会員

※RCレート 8月1日より 1\$ 149円

■ 次週の予定 ■

8月13日(水) お盆休日
8月20日(水) ゲスト卓話
第2613回 高張地区国際奉仕委員長
テーマ「ICC（国際共同委員会）の概要と進捗と、
タイにおけるグローバル補助金事業の進捗について」

第2611回例会記録 2025年(令和7年)7月23日(水) 晴 「4つのテスト」唱和 「奉仕の理想」齊唱

- ・ゲスト紹介 畠山かおる司法書士事務所
畠山かおる様
- ・ビジター紹介 本日はいらっしゃいません。

会長報告

会長 松原 重俊

①国際ロータリー日本事務局・クラブ・地区支援室
より「クラブ・地区支援リソース集」の更新版の
ご案内が届いております。

幹事報告

幹事 西川 公平

①滝川ロータリークラブより就任・退任のご挨拶並
びに活動計画書が届いております。

委員会報告

ロータリー財団・米山記念奨学会

委員長 信太 英樹

本日、ロータリー財団へ 竹田俊一会員から150\$
米山記念奨学会へ 竹田俊一会員から14,000円
のご寄付をいただきました。有難うございます。

例会

ゲスト卓話

社会奉仕委員会担当

畠山かおる司法書士事務所
畠山かおる様

テーマ「知っておこう！相続登記」

1 相続登記ってなに？

土地や建物といった不動産を所有していた人が亡くなったり、その不動産の所有権は相続人に相続されます。相続に伴い相続人の全員で遺産分割協議をして、その不動産を取得した相続人に名義を変更する必要がありますが、この手続きを相続登記といいます。

◆登記簿（全部事項説明書）とは？

登記簿謄本の正式名称は「登記事項証明書」といいます。法務局に記録されている登記情報を証明した書面で、土地建物ひとつひとつにおいて存在し、それを見れば不動産の所在地や面積はもちろん、所有者やその所有者の住所までわかります。

また登記情報は一般に公開されていますので、法

務局で申請すれば誰でも取得することができます。全国どこの法務局でも取得可能なので、たとえば、東京の法務局で滝川の不動産の登記事項証明書を取得できます。

なお、登記簿謄本を取得する際は、不動産の住所を「地番」で指定しなければいけません。地番とは、土地の場所や権利の範囲を示す登記上の番号で、住所と地番は異なる場合が多いです。不動産の地番がわからない場合は、権利証や固定資産税の納付書を見ればわかります。

◆「なんで義務化なんかしたの？」

(所有者不明土地問題) 所有者と容易に連絡を取ることができない土地

一番の問題は災害時の復興。復興事業を進めようにも、その地に所有者不明の土地があると所有者との間で用地取得に関する協議をすることさえ困難。

また、国や県など用地を取得して道路の建設などをしようにも、対象地に所有者不明土地があれば推し進めることが困難。

管理不全によって草木が生い茂り害虫が大量発生したりして近隣に迷惑が生じます。

(空き家問題)

荒廃した建物が野生動物の棲み処となったり、倒壊の危険性もあり、近隣に迷惑が生じます。

登記簿を取り寄せてそこに記載されている住所氏名宛に連絡しても、土地所有者と連絡を取ることができません。

今回の法改正は所有者不明土地などの解消を目的としたものです。

2 相続登記手続き

固定資産税の納付書は役所から届くため、名義変更の手続きは役所でするのと思っている方も多いのですが、相続登記の手続き先は法務局です。固定資産税は役所、不動産の登記は法務局と管轄が違いますので、間違えないようにしましょう。そして、どこの法務局でもいいというわけではなく、その不動産の所有地を管轄する法務局に申請をしなければなりません。たとえば、滝川の法務局で札幌の不動産の手続きはできないということになります。

◆今うちに相続登記

相続登記の際の登記免許税（印紙）は通常、固定資産評価額の0.4%ですが、次に挙げる2つのケースに限っては、免税（0円）対象になっています。適用期間は令和9年3月31日までですので、手続きは今のうちに行った方がいいといえます。

（相続登記で登記免許税の免税対象となる2つのケース）

① 亡くなった相続人の土地の相続登記

被相続人名義の土地の相続人が相続登記を行う前に亡くなることがあります。

「土地を相続または遺贈により取得した個人が、当該土地の所有権移転登記前に死亡した場合、当該相続登記に係る登録免許税を課さない。」との旨が明記されていることから、当面の措置として「土地価格に対する0.4%の税率」は適用されないことになっています。

② 相続土地の価格が100万円以下の相続登記

相続した土地の評価額（固定資産評価額）が100万円以下の場合も、登記免許税の免税対象となります。

3 相続土地国庫帰属制度

度を利用できるのはあくまでも相続により土地を受け継いだ場合に限られますので自ら購入した土地については対象となりません。また、複数の相続人が共有名義で土地を相続した場合は、共有名義である全相続人が申請を行う必要があります。

◆相続土地の国庫帰属の申請手続き

① 承認申請

承認申請書などの必要書類（申請人の印鑑証明書や図面・写真などの資料）を提出し、さらに所定の審査手数料（1筆あたり14,000円）を納付して承認申請を行います。

② 書面審査・実地調査

法務局担当官が、申請書類を審査します。また、必要に応じて対象土地の実地調査も行われます。（約半年～1年）

③ 承認

却下事由も不承認事由もない場合は、申請が承認されます。承認された場合は、その旨と負担金額が申請者へ通知されます。

④ 負担金の納付

申請者は、負担金額の通知を受けた日から30日以内に所定の負担金を納付しなければなりません。納付を怠った場合、承認決定が失効します。負担金は土地の種目に応じて、10年分の標準的な管理費用額を考慮して算定した額が負担金として求められます。

⑤ 国庫帰属

負担金の納付時をもって、対象土地の所有権が国庫に帰属します。

4 相続放棄

國も引き取ってくれないような土地や、建物が存在する場合、相続放棄をすれば、これらの不動産を

放棄できます。また、亡くなった人の借金等の債務を相続せずに済みます。ただし、相続放棄をすると、預貯金など他の遺産も相続できなくなる点に注意が必要です。

相続放棄をするためには、相続開始を知ってから3ヶ月以内に亡くなった人の最後の住所地の家庭裁判所へ「相続放棄申述書」を提出しなければなりません。そのためには、被相続人の「相続財産」を調査し、相続放棄に必要な書類（戸籍謄本など）を市区町村役場から取り寄せるなど、さまざまな手続きが必要です。3ヶ月は決して長い期間ではありません。すみやかに手続きを進めましょう。

◆相続人の順位

配偶者は常に相続人

第1順位：子

第2順位：親 第3順位：きょうだい

第1順位が全員相続放棄をしたら、相続人は第2順位、第3順位へ

債務超過の場合は、全員が相続放棄をしなければならない。

また、相続放棄をしても、その放棄をした本人が事実上、亡くなった人の所有していた土地建物を占有（管理）している場合には、引き続き管理する必要がある場合もありますのでご注意ください。

出席報告

委員長 福地真紀子

第2611回例会

※在籍数 41名 ※出席規定免除 2名

※本日出席基準 39名 ※本日欠席者数 7名

※本日出席率 87.17%

※本日欠席者 佐藤文優会員、阿部憲道会員
田中敏文会員、瓜俊雄会員、成田英彦会員

ニコニコボックス

※畠山様、本日は卓話ありがとうございます。

松原重俊会長

※卓話をさせていただき。いつも温かく迎えてくださる砂川ＲＣのみなさんに感謝です。

畠山かおる様

※担当例会を終えまして。

○染谷昇会員

本日のニコニコBOX 10,000円 累計額 238,000円

☆は超高額、○は高額、○は多額

※米山記念奨学会：目標 14,000円/人

本日 14,000円 累計 70,000円

ガバナー月信
QRコード



※ロータリー財団：目標 230 \$/人

本日 150 \$ 累計 760 \$

本号担当：千葉清 次号担当：竹田俊一

事務局：NPO法人ゆう内 (TEL0125-54-3111)

会長 松原重俊 幹事 西川公平

欠席届は前日迄に永森直弘SAAまで (TEL52-2309・FAX74-6002)